

公益社団法人日本矯正歯科学会専門医制度規則

第 1 章 総 則

第 1 条 本制度は、公益社団法人日本矯正歯科学会（以下「学会」という）定款第 4 条の（6）に基づき、矯正歯科領域における高度な臨床技能と学問的知識の向上を奨励し、他分野における歯科医師または医師らと互いの専門性を尊重し協力し合うことにより良質な医療の供給を図り、国民の健康と福祉に貢献することを目的とする。

第 2 条 前条の目的を達成するために、学会は学会専門医（以下「専門医」という）制度を設け、専門医制度の実施に必要な事業を行う。

第 2 章 専門医

第 3 条 学会は、本制度規則第 1 条の水準に合致する矯正歯科診療能力を備えた者を専門医として認定する。

第 4 条 専門医は、矯正歯科領域における診断、治療および術後管理に関して高度な医療技能と経験ならびに専門知識を有し、他診療領域の歯科医師または医師らとの協力関係にあつて適切な指示を与える能力を有する者とする。

第 5 条 専門医は、さらに次の各号を満たす者とする。

- (1) 社会人としての良識、医療人として高度な医療倫理観を持つ。
- (2) 矯正歯科医として絶えず自己研鑽を積む。
- (3) 矯正歯科認定医および専門医を目指す歯科医師の育成、臨床研修の一端を担う。
- (4) 矯正歯科医療について国民に積極的に情報提供を行う。
- (5) 国際的視野を有し、矯正歯科医療の発展のために奉仕する。

第 3 章 専門医の資格申請

第 6 条 専門医の資格を申請できるものは、次の各号をすべて満たす者に限られる。

- (1) 歯科医師免許を有する者。
- (2) 学会認定医資格を有する者。
- (3) 7 年以上継続して学会会員である者。
- (4) 学会の認めた刊行物あるいは学会の認めた学術集会において、矯正歯科臨床に関連する報告を発表した者。
- (5) 学会倫理規定を遵守する者。

第 7 条 専門医の資格を得ようとする者は本規則第 12 条に規定する専門医委員会（以下「委員会」という）に申請し、その審査に合格しなければならない。

第 8 条 審査に合格し、登録した者には専門医資格証を交付する。

第 9 条 専門医は 5 年ごとに、更新の手続きを行わなければならない。更新は、5 年毎に 3 症例（3 回目以降は、1 症例）を学会の認めた学術集会において報告し、審査に合格しなければならない。更新が認められた者には専門医資格（更新）証を交付する。

第 4 章 専門医の資格喪失

第 10 条 専門医は、次の各号の 1 つに該当するとき、その資格を失う。

- (1) 本人が辞退を申し出て、それが受理されたとき。
- (2) 学会会員の資格を失ったとき。
- (3) 認定医の資格を失ったとき。

- (4) 専門医の資格更新を行わなかったとき。
- (5) 本制度施行細則第5条が満たされなかったとき。
- (6) 申請時、更新時の提出書類等に虚偽があったとき。
- (7) 歯科医療専門医認定審議会が不適格と認めたとき。
- (8) 学会倫理規定に著しく抵触する行為を働いたとき。
- (9) 委員会が専門医として不適格と認めたとき。

第11条 専門医の資格を喪失した場合であっても、喪失の理由が消滅したときはその旨を書面で委員会に申し出ることができる。委員会の議を経て承認を得た後、再び専門医の資格を申請することができるものとする。

第5章 専門医委員会

第12条 専門医の資格の適否を審査するために専門医委員会（以下「委員会」という）を設ける。

第13条 委員会は、専門医の資格審査、専門医試験の実施、その他本制度の運営のために必要な業務を行う。

第14条 委員会は本規則第1条の目的達成に必要な諸事項について審議する。

第15条 委員会委員（以下「委員」という）は、本学会専門医の資格を有する11名および本学会員以外から1名の計12名を原則とし、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。

第16条 委員会に委員長および副委員長各1名をおく。

2. 委員長、副委員長は互選により選出する。
3. 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
4. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときその職務を代行する。

第17条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、3期を超えて連続して委員となることはできない。

2. 委員に欠員が生じ、任期途中で補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第18条 委員会は委員の3分の2以上の出席を持って成立し、審査については専門医の資格を有する出席委員の3分の2以上、その他の議事については出席委員の過半数をもって決する。

第19条 申請受付および審査は原則として年1回、書類審査、試験、試問、その他の方法でこれを行う。

第20条 委員会は審査の実務のために審査委員を委嘱することができる。

2. 審査委員の任期は、本規則第17条に定める委員の任期を準用する。

第21条 委員会は、必要と認めたとき、委員以外の者の出席を求めることができる。

第6章 補則

第22条 委員会の決定に関し異議のある者は、理事長に申し出ることができる。

第23条 本規則の必要な事項は、別に定める。

第24条 本規則を変更し、又は廃止しようとするときは、理事会の議決を経て、総会の承認を要する。

附則

1. 本規則第6条(3)の学会会員期間は、日本矯正歯科学会における本規則施行以前のものについても適用する。
2. 本規則は、平成19年9月19日に制定し同日から施行する。
3. 本規則は、平成22年3月2日に改正し同日から施行する。
4. 本規則は、内閣総理大臣による公益認定を受けた日から施行する。
5. 本規則は、平成28年11月8日に改正し同日から施行する。